

第1回甲賀市人権尊重のまちづくり審議会 会議録

開催日時	平成27年(2015年)10月21日(水)午後6時から午後8時まで
開催場所	市役所水口庁舎 第2・3会議室
出席委員	真山達志委員 西村泰雄委員 安達みのり委員 田中美代子委員 上山清美委員 古谷兼一委員 市井幸夫委員 清水達久委員 杉本正紹委員 田村幸代委員 藤井貞子委員 中井善信委員 【12名出席】
事務局	正木副市長 市民環境部 吉村部長 藤村次長 人権推進課 土田課長 廣岡参事 藤村課長補佐 森地係長 朝倉主査
会議次第	甲賀市市民憲章唱和 1. 委嘱状交付 2. あいさつ 3. 委員・事務局職員の紹介 4. 人権尊重のまちづくり審議会の設置目的及び所掌事務 5. 会長・副会長の選出 6. 諮問 7. 議事 (1) 会議の公開について (2) 人権に関する市民意識調査について (3) 意見交換 8. その他 (1) 今後のスケジュールについて 9. 閉会
会議資料	資料1：甲賀市人権尊重のまちづくり条例 資料2：甲賀市人権尊重のまちづくり審議会規則 資料3：甲賀市附属機関の会議の公開に関する指針 資料4：人権に関する市民意識調査 資料5：甲賀市の人権に関する総合計画策定スケジュール(案) 資料6：甲賀市の現状 別冊：甲賀市人権総合計画 別冊：甲賀市同和対策基本計画 別冊：ともに認めあう人権文化のまちづくり

開会

甲賀市市民憲章唱和

1. 委嘱状交付

正木副市長より審議会を代表して前会長西村泰雄委員へ委嘱状を交付

2. あいさつ

正木副市長

3. 委員・事務局職員の紹介

各委員自己紹介および事務局職員紹介

4. 人権尊重のまちづくり審議会の設置目的及び所掌事務について

会議資料1, 2により事務局説明

5. 会長・副会長の選出

甲賀市人権尊重のまちづくり審議会設置要綱第5条第1項の規定に基づき、委員の互選により以下のとおり選出される。

○会長：真山 達志委員（学識経験者）

○副会長：西村 泰雄委員（学識経験者）

真山会長あいさつ

6. 諮問

「甲賀市の人権に関する総合計画」の策定について（諮問）

7 議事

（1） 会議の公開について

会 長：会議の公開について事務局より説明願います。

事務局：会議資料3により説明

次回の会議より会議の傍聴を認める。定員を5名とする。

会議の開催については市のホームページで1週間前に掲載する。

会議録は要約し委員の名前を伏せて作成し、公開は1ヶ月以内に市のホームページで行う。

会 長：事務局から提案がありましたが質問や意見はありませんか。

特にないようなので、指針に基づいた形で、次回から公開、議事録については市のホームページで公開でよろしいか。

（全会一致で賛成）

会 長：会議も公開するというので、ご了承いただきました。

会 長：先ほど諮問をいただきましたが、この審議会では、「甲賀市の人権に関する総合計画」の策定について、審議していくこととなります。その前提となる甲賀市の現状について、共通の認識を持つておく必要があるため、事務局より説明を願います。

事務局：会議資料6により説明

説明の中で、さらに掘り下げて説明が必要な点や疑問点があれば、次回までに必要な資料を用意します。また、担当部局からも直接説明することもできますので、施策等で強化すべき点についての意見もいただきたいと思います。

会 長：疑問や質問があるかと思いますが、この後、議事の中で意見交換しますので、人権に関する市民意識調査の協議を先に行ってから意見をお伺いします。

(2) 人権に関する市民意識調査について

会 長：「人権に関する市民意識調査」について事務局より説明願います。

事務局：会議資料4により説明

会 長：何か意見や質問はありませんか。

委 員：調査は、2,500人を無作為に抽出となっているが、この場合、外国人の選択はどうか。

事務局：コンピューターで住民の方を無作為に抽出するので外国人であっても選択される可能性がある。

委 員：甲賀市に住んでいる外国人は2.6%である。これを確保することは無理か。

事務局：外国人に聞くということか。

委 員：人口比率の外国人を確保することが大切である。2,500人を対象に無作為に調査をしたが外国人がゼロであれば、その人たちの意見が吸い上げられないこととなる。それに対する対応をどう考えているか。

事務局：今の質問の内容は、どちらかという外国人の認識を伺うというよりも、広く日本人がどういう考えを持っているかの方に、ウエイトがあるので、むしろ多文化共生の中で、外国人に集中的に質問をする機会を持ったほうがいいのではないか。

委 員：それも分かるが、1つの問題として、まったく同じ現象が外国人にも生じているので、この質問もしてほしい。永住の方は同じ人権の問題を感じている方がいるので、意見を聞いてほしい。その目線に立って、外国人だけが特別扱いされないことがないようにしてほしい。

事務局：特別扱いではなく、多文化共生の中で意見を聞く機会を考えたい。

委 員：分かりました。

会 長：今回の調査は、住民全体を広く対象とするので、今の意見については別の方法で検討することをお願いします。

委 員：研修生など日本に短くいる方と、永住権とか日系ブラジル人など長く日本にいます。実はこの数字も知りたい。

事務局：いずれの外国人も日本人と合わせてランダムに数字を拾い上げているので、理論上は、その%と同じくらいになると思われる。

委 員：将来的に、研修生の人権も問題になるかもしれないが、今、大きく問題となっているのは、研修生以外に対するもので、就労も含めて考えると、特に重要視してほしいのは、永住志向の方に対する人権である。

会 長：アンケート調査なので、無作為抽出という原則で行い、外国人も在留資格等でおかれている状況が違うので、きめ細かく対応を考えてほしい。外国人の人権課題は、このアンケート調査の内容では、あまり抽出できないと思うので別途考えてほしい。

事務局：一部、補足をします。先ほど資料で出した、生活保護率の数字だが、この数字だけを見ると、甲賀市は恵まれているではないか。それならば、特に対策は要らないではないかという考えもあるが、市では、逆にとらえており、全体から見ると甲賀市の生活保護率は、滋賀県の半分以下ぐらいしかない。全国比率からすると、4分の1ぐらいしかない。大阪と比較する10分の1ぐらいしかない。そういう意味での経済的環境というのはトータルで見ると比較的恵まれているが、それに目を奪われると生活保護を受けずに頑張っている方が、全然見えてこないの、そこに目を向けていかなければならないという認識を持っているので、理解いただきたい。

委員：調査の対象者の18・19歳は、2,500人の中の人数としては非常に少ないがサンプリングとしてはどうか。また、分かりにくい言葉を使っているが、ハラスメントや多文化共生などの言葉が分かるのか。4頁は17課題あるので意図的に載せていると思うが、多くの丸をつけなければならないので、項目を絞ってもよいのではないか。

会長：他の年齢は、10歳刻みになっているが、18・19歳はサンプル数が少なくなるので結果の統計処理を行う時に注意が必要であるが、調査をするということでは問題がない。用語については、いくつか注釈はついているがどうするか。

事務局：注釈をつけることで対応する。

会長：可能な限り注釈をつける方向で検討してほしい。

委員：就労のところで確認だが、同和問題など地域関係なく、現状として、広く市民の就労相談が、増えているのか、減っているのか。また、無職少年など、就労で問題を抱えている人がいるが、就労コーディネーターも含め体制の状況はどうか。

事務局：地域の相談は1割2割と少なくなっており、一般の方が相談に多く来られている状況に変わってきている。今、話があったように、例えば、触法少年や引きこもりの相談となってくると、高度なカウンセラー・専門職でないと対応できない。就労相談以前に解決すべきことがある。このことについて、今まで市では、全く出来ていないのが実態である。就労については、ハローワークがあるが、どこが中心となるのか難しいところではあるが、市が力を入れてやらなくてはならないと認識している。市では、3年前からJOBフェアを開催しており、昨年からは、障がいのある方の就労の機会を作ることもしている。次は、ニートの方など、まずは社会に一步踏み出してもらおう。その次に、就労だと思おう。そこに、市としても対応していかなければと思う。触法少年など、子どもたちの対策は、市だけで出来るものではない。いろいろな機関が協力、連携して対応しなければならないので、皆さまにも協力を願いたい。

委員：専門的な課題のある相談は非常に難しいので、体制をとってほし

いが、一般的な相談数に対して相談員が少なくなっているのではないか。

事務局：相談員を減らしたから、問題があるとは認識していない。1つには、仕事が増えている現状がある。むしろ、家庭に引きこもっている方に、社会に出て来てほしいので、まずは相談会に来るというのが、一番の課題だと思う。

委員：調査の個別課題17項目については、一部の人権しか知らない方もいるので、課題がたくさんある事を知ってもらう機会になるので、このままで良いと思う。この市民意識の調査は、前回の総合計画をつくられた時のものと同じか。

事務局：前回の時には、一般の方を広くランダムにとらえた調査はしていない。前は、同和対策の関係で実態調査をして策定した。今回の調査は、平成23年の県の調査を参考にした。

委員：もし、前回はあれば比較し、今後、計画を策定するにあたり参考にできると思ったので質問をした。

事務局：県で似たような調査項目があるので、全県と比較することはできると思う。

委員：その辺、研究して参考にしてほしい。

会長：他にアンケートについて質問はありませんか。

委員：今、福祉計画などのアンケートを発送しているが、同じ人にアンケートが行くと、回収率が下がるのではないか。

事務局：同じ時期にされる調査については、同じ人に調査が行かないように対策をしている。

委員：外国人に、この調査内容が理解されるか。

委員：私見だが、日本に長く居る方は日本語を読み、よく分かる方もいる。今、我々は、やさしい日本語ということを普及したいと思っている。

事務局：表現については分かりやすくできるところは対応する。

会長：それでは、このアンケートの全体についてはご理解いただけますか。修正については時間的なスケジュールもあり、再度、協議することは難しい。言葉づかい、表現、注釈等、細かな部分については手直しが必要だが、問題の追加等はないので、会長に一任ということによろしいか。

委員：異議なし

会長：それでは、早急に修正等を加えて11月の初旬に実施できるように進めていきたいと思う。

(3) 意見交換

会長：先ほど、甲賀市の現状について、説明があった。委員の皆さんはそれぞれの持ち場で活躍されているが、皆さんの活動の中から人権に関することで課題となっていること等を話してほしい。市に対する要望や意見等、何でもいいので、今後、計画の素案を作っていく上で参考になることを話してほしい。

委員：小規模改良住宅のことだが、当初92戸あり、平成27年度末

32戸残るがこの流れを説明してほしい。

事務局：改良住宅については、92戸建築をしたが、本来、譲渡しようという目的であったので、どんどん譲渡をしていった。その結果、42戸を譲渡し、譲渡できていないのが32戸ある。あと取り壊した18戸は、以前は住まれていたが、社会状況同様に人口減少の結果、住む人が居なくなり、また40年以上、経っているので置いておくことが環境的にも良くないので取り壊しとなった。特に小規模改良住宅が不足しているというものではない。

委員：質問が3つある。一つ目は、甲賀市の人権総合計画は、平成20年に作られており現在進行形だが、次の計画の資料は、どういう形でここに採用されるのか。二つ目は、甲賀市の現状説明の中で2012年滋賀県下の大学進学率は57.5%、地区の大学進学率は38.0%と上がっているが非常に低い。一般施策となって上がりが低いと思うが、市としての見解はどうか。また、中途退学についての数字が出ていない。市は、状況把握やその理由をつかまなくてはならない。これをして、初めて対策ができる。進捗状況について、審議会と協議会の連携ができていないと思うがどうか。三つ目は、私は、数字は半分間違っていると思っている。数字を裏づける納得した説明をこの資料の中に示してほしい。

事務局：一つ目の質問について、資料は、新しいものは新しく、使えるものは使うというスタンスでいく。二つ目の質問については、進学率の問題は、大学の進学率については差があるという認識をしている。ただ、地域だけを対象にした調査は考えていないので、数字を正確に把握するのは難しい。過去の調査でも、差があると出ているので、承知しているが、これが一気に上がるかということ、調査にもあるが、親の学歴などにも関係しているということが確かにあり、対策には時間がかかると思う。韓国はもっと差があり、大学の進学率を急に上げようと思うと、社会に歪が出てくると思われる。今、言われたとおり、大学の進学率よりも、高校に入ったら卒業するというのを重視していく方が重要だと思う。地域の子どもたちの退学率が高いということは承知しているが、正確に数字を把握していくということは特別施策がない状況では難しい面もある。いかに上げていくかということは、地域だけでなく、全体に共通して大切なことだと認識している。市としては出来ることは、していかなければならないと認識している。

委員：地域も最初は、高校だけは卒業させようという目標でしてきた。一般の地域でも退学はある。ただ、数字的にどうなのかわからない。そこから対策になっていく。人を納得させるためには、数字も必要で、数字を載せる以上、きちんと載せなくてはいけない。数字を載せると市民は、なぜ、このような数字になっているのかと思うから、答えていく必要がある。就労の話も出たが、複合的な課題を抱えている人の相談が多いと思う。

事務局：審議会と協議会というのは基本的に切り離して、審議会で計画作

りをしていく。平成26年度に生活支援室を作り今年度から生活支援課に格上げをしたのも、課題がいろんな部署にまたがっている、それを一人の相談員だけで解決は難しいことから、ワンストップで解決できるように生活支援課を作った。これを充実させて期待に応えられるようにしていこうと思っている。

会 長：総合計画を作るということで、現行の計画が、一つの基準になるが、副市長のあいさつのとおり、例えば、同和対策基本計画も人権に関する総合計画にしていくということであれば、当然、構成や内容も変わり、問題認識、根拠になるデータも変わってくると思うので、共通している部分も多いが、かなり内容的には変わると想定している。その中で、数値データというのは、根拠に有用ではあるが、どうしても、ある事象の一側面でしかない、これを数字だけで表そうと思うと膨大なデータが、それぞれについて必要になる。今回の資料は、概要を説明したものであって、これだけでは不十分であることは間違いないので、それぞれの現状をあぶり出すのは、今後、データを突き合わせて、それぞれの人権にどのような問題があるのか、甲賀市としては、どういう方針や考え方で臨むのかという、かなり大きなところが総合計画の役割になると思う。その中で、具体的な施策ができて、それをどう進めるのかが協議会の検討事項となっていくと思います。

委 員：もう1つ、現場の思いを直接聞いてほしい。子育て中のお母さんたちが集う広場をしている。お母さんたちは、子どものいじめや就労について思いがあるので、現場の思いを聞く場を作ってほしい。就労関係では、保育園に子どもを預けて仕事に行きたいという方がいる。保育園に希望通り100%入れているのか、入りたい保育園に入れられない不安を抱えているのではと思っている。働き方も、フルタイムやパートなどがあるので女性が活躍する場を作ってほしい。また、高齢者や障がいのある人など、いろいろな分野があるので、それぞれの現場の思いを聞く場を作ってほしい。

事務局：甲賀市の場合、国の定義から言うと、4月1日の待機児童はゼロである。ただ、これは、定義上の話であって、保育園を選択できない状態での話で、個々の事情をお聞きしての対応ではない。全員ではないが、不満を持っている方がいることを承知している。児童クラブも同じ実情だと理解している。予算の関係もあるが、不満をどう解消していくかを、これから協議していかなければならない。保育園は、毎年、増築しているが、特に水口地域では追い付かず、課題が解消していかない実態で、児童クラブも同じである。深刻なのは、障がいのある子どもの対応が十分できていないことである。

会 長：数字を見ると、うまくいっているように見えるが、実態はどうかということところです。

委 員：人権擁護委員も相談を受けているが、子どもの人権SOSのミネレターがあり、その中にはいじめの数字に出てこないもめごとな

どの相談もある。学校でも相談体制が出来つつあるが、子どもたちがどれくらい相談しやすいものになっているのか、相談しやすいものにしたいと思う。

会 長：相談というのは、受けている人でないと、外からはどのような内容であるか分かりません。どのようなニーズや問題があるのか、話を聞く機会を作る必要があると思うが、実際、何人に聞けば正しい情報なのか難しいものである。すべての分野に聞く事は、物理的にも無理かと思うので、審議会で、重要と考える部分について、ヒアリングも実施しなければいけないと思う。また、それぞれの分野で活躍の皆さんが委員となっているので、実態をよくご存知だという前提があると思う。委員の皆さんの認識や問題意識というのが、より実態に近い認識になると思うので、先ほど紹介されたことなどを審議の中で出してほしい。

委 員：一人親家庭の活動をしている。会員は、話す機会も多いが、会員になっていない人の意見も取り入れていきたいと思い、今年から年4回日曜日に気軽に話が出来る機会を作っている。1回目が終わったが、残念ながら参加者が少ない状況でした。今までは、一人親家庭は母子であったが、父子も一緒になっている。しかし、父子家庭の参加が少なく、後が続いて行かず、入りにくいのだと思う。

会 長：すぐに母子と言ってしまうが、深刻な問題を抱えている父子家庭もあるので、計画を策定する際には、そういう側面も留意しなくてはならない重要な視点かもしれません。

委 員：刑を終えた人の居場所や再犯予防のために協力雇用主を求めているが、なかなか、一般のところに就職できることがありません。特に、外国人は、通訳の問題がある。市役所にどの言葉もある程度、通訳できる窓口があるのか。先ほど就労相談の話があったが、ハローワークに行っても、なかなか就職できないので、せっかく働いて再犯はしないと誓った人でも、また犯罪を起こしてしまうことがある。そういう部分での就労支援、間違いを犯した人の人権や気持ちをどのように捉えていったらよいか、私たちも悩んでいる。そういった方の相談窓口を協力願えたらと思う。また、地域での居場所もなくなっていると思う。話があったとおり、子どもの人権も家庭内のことであり、見えているところの一部だと思う。保育園の話があったが、高齢者も同様に、全員が介護のサービスを受けられていないと思う。高齢化率が上がっているので、家庭内での家族の人権も考えなくてはいけないと思った。

会 長：保護司という仕事は、色々な人の色々な人生に関わるので、まさに総合的人権の仕事だと思う。そういった経験や情報は、大変重要かと思う。

委 員：先ほど就労状況や進学率の話が出ていたが、進学については、個々の思いで決定されるが、同和問題に関わることも含めて、地区内外の進学率が分かったら、数値上はより正確なものを挙げてい

ただくのが良い。今の社会では、高校退学者は、ほとんど就労が無理な状況にある。そういったことを考えると、高等学校の中途退学に対してのデータをお願いしたい。また、このデータを基に、論議を行えればと思う。市としても、若い世代の人に働いてほしいと思っているのに、実際、就職できないのであれば悲しいことなので、施策をしてほしい。

会 長：今日も2人の委員からご意見があったが、進学率については、単に進学ではなく人生に影響を与える部分であり、可能な範囲で色々なデータを集めてほしい。質問等もあったが、全員の意見を聞くことができた。まだ意見があると思うが、予定の時間となったので、意見交換を終了する。

8. その他

(1) 今後のスケジュールについて

会 長：事務局より説明願います。

事務局：会議資料5により説明

会 長：何か質問はありませんか。

委 員：日程をある程度、決めることは可能か。

事務局：今日、次回の日程を決めることは、無理だが、次回から日を調整して決めさせていただく。

事務局：次回については、今日、話があった担当部局から説明させるようにします。更に、お聞きしたいことがあれば、指示いただきたい。

会 長：今日、話があった、進学・退学に関して、資料と関係部署の出席をお願いしたい。その他、資料について出してほしいものがあれば、適宜、事務局に要望いただきたい。全てのデータがあるものではないが、可能なものは用意願います。

委 員：資料を作るのが、膨大で大変かと思うが、次回からは事前に資料の提出をお願いしたい。

事務局：次回からは必ず事前にお送りするように準備します。

会 長：次第の項目はすべて終了したので、進行を事務局にお返しする。

9. 閉会

閉会あいさつ 副会長